

平成26年第3回東大和市議会建設環境委員会記録

平成26年4月23日（水曜日）

出席委員（7名）

委員長	関野杜成君	副委員長	森田真一君
委員	実川圭子君	委員	和地仁美君
委員	根岸聡彦君	委員	森田憲二君
委員	御殿谷一彦君		

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

2番	西川洋一君	3番	尾崎利一君
21番	床鍋義博君		

議会事務局職員（5名）

事務局次長	長島孝夫君	議事係長	尾崎潔君
主任	櫻井直子君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（3名）

副市長	小島昇公君	都市建設部長	内藤峰雄君
土木課長	寺島由紀夫君		

会議に付した案件

- （1）議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- （2）所管事務調査
市内の橋梁について
- （3）所管事務調査
家庭系廃棄物の減量推進と有料化について

午後 1時48分 開議

○委員長（関野杜成君） ただいまから平成26年第3回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関野杜成君） 初めに、議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本日は、本議案提出者であります西川洋一議員、尾崎利一議員が出席をされておりますので、御報告いたします。

○委員長（関野杜成君） 説明員の座席の指定についてお諮りいたします。

説明員の座席につきましては、ただいま御着席のとおりとし、今期の建設環境委員会においては、今後説明員の出席があった場合には、このとおりの座席としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しております。

説明員から資料が提出されておりますので、その説明を求めます。

○3番（尾崎利一君） きょうはありがとうございます。

まず最初に、説明資料訂正が申しわけありませんが、ありましたので、最初に訂正箇所を申し上げます。

説明員資料②の日付ですけれども、これ私2014年の3月19日に作成したものです。2013年となっておりますので、日付を訂正してください。

それからちょうど真ん中あたりで⑦というところ、「9区分 9市」となっておりますけれども、「10市」ですので訂正します。

それで、議案提出の理由については本会議場で説明してありますので、この説明資料に沿って若干説明させていただきますが、まずこの説明員資料②のところですが、今回の条例改正案は平成23年の12月議会で可決された一部改正のうち、地下埋設管、ガス管など地下埋設管の区分が4区分だったものが9区分にふやされた。そのことによって、2,400万円減収になったということを、その減収分をもとに戻して回復しようというのが趣旨です。それで、本会議場で説明した3区分が1市、4区分が2市、5区分が3市、6区分が1市、7区分が8市、8区分が1市、9区分が10市というふうに本会議場で御説明しましたが、その内訳はこのちょうど②の資料の中央のあたり、①から⑦に書いてあるとおりです。

それで、市の下に棒線が引っ張ってあるものは、これは例えば⑦の9区分のところでは、武蔵野、狛江、東久留米というところ、下線が引いてありますが、東京都と同じ9区分であっても東京都の採用している単価よりも高い単価を採用しているものについて、下に棒線を引いてあるということです。

それから説明員資料③のほうですけれども、これの今回の提出している地下埋設管にかかわるのは、A3の資料の裏のほうです。裏のほうが「法第32条第1項2号に掲げる物件」となっておりますけれども、これが地下埋設管です。ですから説明資料②のところにある資料の裏づけになるのが、この資料です。

ただこの資料は平成24年6月現在ですので、ここから若干狛江市は平成24年から28年にかけてこの単価が徐々に激変緩和でだんだん上がっていくというふうになっていきますし、東久留米も平成24年から平成27年にかけて上がっていくというふうになっていきますので、若干その資料②と③は食い違うところがあるということで

す。

それで、説明員資料の①ですけれども、これは新旧対照表です。

これをごらんいただくと非常によくわかるんですが、今回の改正案は平成23年の12月議会で改正されたものをもとに戻すわけですから、この改正案というところが、実は平成23年12月改正前の単価表になっています。

こういう形で4区分だったものを下に、例えば180円のところであれば、細い関係区分を3つ、140円、93円、65円というものをつくることによって減収になる。それから340円のところも260円という細い管を1つ区分として設けることによって減収になる。

それから930円のところも下に650円という細い区分を設けることによって減収になる。これで、8,000万円から約5,500万円に3割の減収がつくられたということになっています。

以上ですけれども、前提としてこれは市も認めていますけれども、道路占用料の徴収については道路法の39条の中で定められています。占用料の徴収、道路管理者は道路の占用につき、占用料を徴収することができるというのが39条で定められ、第2項で占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるといふように定められており、各道路管理者である自治体はその裁量権に基づいて定めることができるというものです。

それで、説明員資料の②にあるとおり、実際には多摩地域でも26市中19市が東京都の定めるものより高い占用料を徴収しているという状況のもとで、東京都に合わせるということで、9段階にして3割の減収になってしまったというのは誤った判断であり、もとに戻すべきだというのが資料の説明です。

よろしくお願いします。

○委員長（関野杜成君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○委員（御殿谷一彦君） 幾つかお尋ねいたします。

最初に済みません、そちらが説明資料としてお出ししております1番のところで今回の改正した内容は東大和市を含めて7市しかありませんということで、しかない、ということをおっしゃっております。すると、大多数のところはどのような制度になっておられるのか一言でお願いいたします。

○3番（尾崎利一君） その内訳どういうふうになっているかというのは、説明員資料の③のA3の紙の裏側にあります。それで、全部のところを承知しているわけではありませんが、例えば国立などは3区分で、しかも、この表は国道については国が道路管理者ですから一番上の行ですね。国が定めているものです。

それから都道については東京都が道路管理者として道路占用料を定めている。区部については2行目。それから東京都の市部にある都道については3行目というふうになっています。

市道については、この一覧にあるように定めているわけですが、例えばこの表の武蔵野市などについて言いますと、市部ではありますけれども、これは近隣の区部よりも土地の価格が高いんだと武蔵野市のほうが。ということで区部の単価を用いているという市もあります。

それから最近改正をした東久留米市や狛江市については、固定資産、その市の土地の評価額ですね、これに基づいて道路占用料を算定するという改正を行っています。

いずれにしても、東京都と同じように区分も、そして単価も同じものを採用しているというのはこの表でもわかるとおり、立川と青梅と福生と東大和と、武蔵村山と羽村とあきる野、7市になっているということです。

○委員（御殿谷一彦君） そちらの説明資料を読んだときに東大和市を含めて7市しかありませんという御説明

を2つぐらいこの中で文字として出されているわけなので、そうするとほかの例えば10市とか15市がこういう制度でやっていますよ、うちは少数派ですよというふうにこの言葉を見ているんですけども、うちは少数派なんですか、多数派なんですか、そこちょっと御判断いただきたいと思うんですけども。

○3番（尾崎利一君） この説明資料の③でも②でもそうですけども、②でまとめてあるので説明しますと、①から⑥までは東京都の9区分ではない区分を用いている、3区分から8区分まで。

それから東京都と同じ9区分で占用料を設定している市の中でも、武蔵野市と狛江市と東久留米市は、東京都の単価と別の単価、より高い単価を用いている。ですからこの関係区分について言いますと、東京都と同じ区分と単価を用いているのは7市にすぎないということで、少数派だというふうに考えますし、この間狛江や東久留米のように、新たに市財政、市の収入を引き上げようというところから高い単価を設定するという流れが出ている。その中で19市が東京都の定めるものより高い占用料を徴収しているという点でいえば、少数派だというふうに考えています。

○委員（御殿谷一彦君） 例えば26のマスがあって、26のうち7が赤色で、ただ、10のマスが赤色で、ほかの16のマスはそれぞれ3マス、4マス、5マス、1マス、いろいろな色がついていましたといったときに、赤色が多数派というんじゃないですか、どうなんですか。

○3番（尾崎利一君） 東京都と同じかどうかということなんです。市は、平成23年12月のこの道路占用料の改正に当たって、東京都に準拠したという説明をしているんです。そして、東京都に準拠するのが多数派なんだという説明をしたわけですが、実際にはそうではない。東京都と同じなのは、全く同じなのは少数派だということを申し上げているわけです。

○委員（御殿谷一彦君） 東京都と同じ区分、同じ単価を採用しているのは7市ありますとここに書いてあるわけですね。7市って一番多いわけですね、このやり方でやっているところが。同じ単価で同じ区分でやっているところが7市もありますという意味ですね。7市ありますという意味ですね。ほかはそれぞればらばらですね。ほかの19市は別のやり方で1色でやっているというわけじゃないわけですね。

○3番（尾崎利一君） そういう点でいいますと、7区分は8市ですからより多いというふうにも数えられると考えます。

○委員（御殿谷一彦君） それをおっしゃるんでしたら、8市が大多数なんだから8市のほうがいいんじゃないかという理論はわかります。この理論はそういう理論じゃないということで、ちょっと御指摘しておきます。

それから次にもう幾つか済みません。前回の市側の答弁をお出しになっておられて、道路管理上の点から、関係の大小に伴って実際的な影響等はない。だから、再区分するのはおかしいということを言っておりますが、この質問の最初のところをどういうふうに議会でやっているかというところ、ここにも書いてありますけれども、地下埋設管の新規の埋設や修繕に当たって、道路管理者である市が管理、監督、指導すべき事項や業務にどれだけ違いがあるのかという質問になっています。工事をどうするということは書いてありません、あくまでも。道路管理者である市が、管理、監督、指導をすべき事項や業務にどれだけの違いがありますかというふうにししか書いてありません。これは当たり前ですね。だって、道路を掘るんだからそれが5センチだろうと10センチだろうと、掘り方に変わりはないというのは当たり前の話であって、だから、ここは細分化するのはおかしいというのは、それはちょっと話が違うんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

ここの質問と答えていくと、質問のほうで多分これ共産党さんの質問だと思いますけれども、地下埋設管の新規の埋設や修繕に当たって、道路管理者である市が管理、監督、指導をすべき事項や業務にどれだけの違い

があるのかというふうに聞いております。それに対して市は、道路の管理上の点から関係の大小に伴っての実質的な影響はないというふうに書かれている。

当たり前の話であって、だからこれは細分化するのはおかしいという話にはこれはならないんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

例えばの話、ちょっとこれ、僕の専門的なほうの話で申しわけないんですけども、例えば、今皆さんが座っているこの床のところに、例えば何かの線を引きたい、床の下に線を引きたいといったときに、この床下の例えばこれを何センチか掘って埋めなきゃいけないといったときに、これが1ミリの線を埋めるのと、10ミリの線を埋めるのと、道路管理上うんとか何とかという違いがありますけれども、何の違いもないんです結局は。当たり前の話ですよ。

だから、ここでそれを細分化するのはおかしいというのは、これ話としておかしいんじゃないですかということ言っているんです。

○3番（尾崎利一君） ちょっと質問の意図がよくわからないんですけども、先ほど説明しましたが、道路占用料をどれだけの額取るのかというのは、市の裁量で、どういう考え方でとるかというのも市の裁量で決められるというふうに考えています。

多分、御殿谷委員の質問の意図は、道路占用料の徴収に当たって、その道路占用料の額を決定するに当たって、その土地の価格を基本にするのか、もしくはそれから上がる利益を基準にするのか、もしくはそれらの管理者である市が、実際、道路管理を行うに当たってこうむる仕事量等から、道路占用料の額を決めるのか、いろいろな考え方がありますが、これについてどれが正しいということを国でも、これが正しいと言っているわけではありません。

ですから何を基準に決めていくのかということも含めて、道路管理者の裁量に委ねられているというふうに私は判断しています。

○委員（御殿谷一彦君） 多分東京都のほうで、道路占用料を決めるときに土地の価格も考慮のうちに入っていると思うんですけども、何掛ける何ってたしかあると思うんですけども。となったときに、その土地の価格も当然考慮されるというのは当然だと思いますよね。その土地の上で、例えばこれだけの土地の工事、管理は同じだけれども、これだけの例えば1ミリ管を埋めるのと10ミリ管を埋めるのは、変な話ですけども、1ミリ分の面積をあなた使うんですよ。ちょっと理屈に合いませんけれども、ちょっとそんな簡単にしちゃうと、あなたは10ミリ分の面積を使うんですよといったときに、10ミリ分の分と1ミリ分の分は差がつくのが当たり前ではないかって僕は思っているんです。

それをそちらはそうじゃない、全部10ミリに合わせろというふうにこれは言っているふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○3番（尾崎利一君） 厳然として今の御殿谷委員の意見でいえば、区分は際限なく決めることもできるわけですが、現に3区分、4区分、5区分等で6区分、7区分、8区分、9区分というふうにそれぞれ決めているわけです。

3区分だから不当だということではない。私が、今回の条例の改正を要求している最大の問題は、やはり4区分から9区分にすることによって、2,400万円もの大きな減収があるというにもかかわらず、その検討を十分に行わないでやはり9区分、ただ東京都が9区分だということで、それに準じてしまったというのをまずもとに戻して、今御殿谷委員が言われたようなこと、それから私は今回はまずもとに戻すということで提案して

いますけれども、東大和市の地価を用いて計算する方法や、それから電柱などの区分について、東大和市は逆に区分が一つしかないという問題を、他市と同じように3区分にすべきだという提案なども行っているわけですが、そういうことも含めた抜本的な、とりわけこの道路占用料については、19市が東京都の定めるものより多くの高い占用料を徴収しているというふうに言いましたけれども、やはり各市とも市の財政、収入をどうふやしていくかという中で、道路占用料にメスを入れて、ここで収入をふやしていくということを多くの市がやっているからこそ、東京都基準よりも高い占用料を徴収している市が19市あるということだと思うので、そういう流れに戻していくべきだ。逆行するのが23年12月の改正だというふうに考えて提案しているわけです。

○委員（御殿谷一彦君） 戻すという考え方、いまいち私にはわからないんですけれども。もしこういう案がいいというならば、そういう案を示さなければ、じゃ、前の3案、前のその9案がこれが一番いい案なんだというふうにおっしゃるんだしたらそれを説明してほしいし、そうじゃなければそのほかの市のほうが、単価が高い東久留米市のほうがいいんだというふうにおっしゃるんだしたら、その理由とその内容を示していただかないと。これは全然、東大和市の今回やったやつが東京都に遵守しているからだめなんだという話でいくんだしたら、だから戻せという話は、私はおかしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○3番（尾崎利一君） 平成23年12月にこの条例が提出されました。これについては、十分な調査を行った。

その結果、東京都の動向と他市の動向も鑑みて9区分にしたという説明が市側からあったわけです。それに対して、平成23年12月調査した段階では7区分が一番多かったはずだ。7区分にとどめようなどの検討はしなかったのかというふうに議会で質問したところ、市の側は、途中の調査等で把握できない部分もあった。今区分だけのことに限って申し上げますと、だんだんと区分が多岐にわたってきている部分もある。今後このようなことも十分調査の上、検討していく必要があるという答弁をしているわけです。

ですからやはりこの9区分への、東京都が9区分にしたからといって、そのまま9区分にしてしまったという判断がやはり不十分、間違っていた。それをまずもとに戻した上で、この道路占用料について、私は一つの意見はありますけれども、これは十分な議論をして、どう市の収入をふやしていくのかという議論が、これは十分な議論が必要だというのが私の見解です。

○委員（御殿谷一彦君） ちなみに、東京都は十分な議論をなされた上で、東京都基準を決めたのではないかと思います、東京都も適当に決めたんですね。

○3番（尾崎利一君） 大変重要な御質疑いただきましたけれども、説明資料の③のA3の表の裏ですけれども、例えば1行目は国道で、2行目は都道の区部、そして3行目が東京の市部の都道というふうになっていますけれども、国道と例えば東京都の市部の単価は違っています。

これは、一つには土地の値段が違うということもあるわけですが、それだけではなくて、その土地の価格も、例えばずっと下へおりていきますと東久留米市などは71円というのを使っていますが、東京都の市部のこの65円というものを決めるに当たっては、市部を走る都道がどういう道路に面しているのか、その割合を計算して宅地については何%、農地や山林については何%ということ、そういう割合を掛けて算出をしています。

東久留米の場合は、東久留米の土地の値段と、それからここは都市部なので土地の計算に関して100%宅地だという計算をしていいというふうに、国のこの道路占用料の計算方法でもなっていますので、それも活用して計算することによって、土地の単価、じゃない、道路占用料の単価が引き上がるという状況にもなっています。

ですから東大和市も100%宅地で計算できる地域ですので、そういうことも含めて東京都の市部との違いというのはおのずから出てこざるを得ない。ですから東京都は東京都でそういう計算をしていて、それが100%正しいということではありませんけれども、同じような計算方式をとったとしても、各市によって結果は違ってくる。それが、この間で言うと東久留米市や狛江市の道路占用料の引き上げにあらわれているということです。

○委員（御殿谷一彦君）　じゃ、東京都は東京都なりのしっかりとした議論をした上で、この道路占有料の計算方法だとか、いろいろなことを決めていただいたというふうに私は受けとめさせていただきます。それに基づいて、東大和市も同じような計算方法をやった、東大和市もそれなりのスタディーをした上でやったというふうに、私は捉えております。

もし、提出者がそのようにおっしゃるんでしたら最初に戻りますけれども、じゃそれだったら東久留米方式で単価を上げるほうがいいんじゃないかとかって、そういう御提案をむしろいただくべきであって、ここで戻すというのはじゃ何で戻すのかという理屈が全くつかない。要は東京都方式が正しいよ。正しいけれども、単価はそれなりに見直すべきだよという話だったら、そういうような方式を御提案なさるのが筋ではなかったかなというふうに私自身は思っております。

以上です。

○委員長（関野杜成君）　御意見でよろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

○委員（和地仁美君）　去年度になるんですか、2回目に議員提出議案という形で出されていると思うんですけども、今のいろいろな御殿谷委員とのやりとりを聞いていると、なるほどなという部分もあるんですけども、この提出された議案そのものを見た場合に、前回本会議で否決をされて、新たにもう一度検討してやっていこうよという形で提出されたという前提がある場合、新しい論点であるとか、先ほどの御殿谷委員がおっしゃっていた部分の、もとに戻すというよりも、東大和は例えば区分の話なのか、単価の話なのか、そこら辺を御意見をまとめていただいて、もとに戻すのならもとに戻すのはなぜ必要かということを、前回否決されたものに対してもう一度もみ直すという新たな御提案をいただきたいか、もしくは論点を示していただきたいし、もし戻さないという形で新たな、東大和はこういうのがベストな方法じゃないかというような御提案がされているのであれば、新しい内容として皆さん検討に入れると思うんですが、提出いただいている議案書そのものでいうと、本当に全く同じものなので、もしそこに対して新しい論点であったり、もう一度もみ直す必要のある部分があるのであればお示しいただきたいと思うんですが。

○3番（尾崎利一君）　まず、議会が別の議会であれば、同じ改正案でも提出することができるわけですけども、とりわけ今回は、昨年中に市として検討結果を出すということで進めてきましたけれども、予算特別委員会の答弁でも検討したけれども、これを改正するかどうかという点について、十分調査が整わなかったということで見送るという答弁がありました。

ですからこの説明資料の②の3のところでも、やはり不適當な値下げを是正しようとしな。検討、検討と言いながら、きちっとそれを是正するという方向性を市が示さないという新たな状況のもとで提出したものです。

それで私、説明者なので逆質問することできないと思うんですけども、やはり今回の提出している条例改正案はあくまでももとに戻すということなんですね。これは見ていただければわかるとおりなんです。それは先

ほど来御説明していますけれども、市の24年4月から施行されたこの改正そのものが、市の財政に大きな打撃を与える誤った改正だったということで、それをまずもとに戻すべきだ。

その上で、しかもその理由が東京都がやったからということで、そのまま丸のみして改正していくということですから、最初に説明した道路法39条で道路管理者である東大和市にその裁量権があるわけで、それを十分に発揮をして、この道路占用料という分野で、他の19市がやっているような、東京都よりも高い占用料を徴収して増収に結びつけていくという検討を出発させるべきだ。その前提として、東京都が区分を変えたから、9に変えたから、そのまま9に変えるんだという、こういう自主性のない態度では、その改正もできないんだということでもあります。

○委員（和地仁美君） 減収するよりも増収したほうがいいというところは賛同できるんですけども、極論です。本当に増収したいんだったら、1区分で一番高い値段。でもそれは極論の話ですけども、やっぱり今の御説明を聞いても、もとに戻すということに対する理由が、先ほどもうちょっと自主性を持って東大和もやるべきだという市側の部分に対して、何かもう一度提言を出すという立ち位置で提出されるのであれば、もとに戻すというよりももう少し提案型。

例えば3月に公示地価発表になりましたけれども、東大和もさまざまな地域、少ないですけども、値上がりはしていますよね。

例えばさっき東久留米市はその全部を100%宅地として計算をした場合の単価を出されているというのであれば、例えばこの東久留米さんが使っている、東久留米と言ったって大きく1戸でやって宅地だっていうよりも各エリアの土地の単価、公示地価も一つとっても、市側の中でこの単価を決めたという、多分決めた方法は東久留米さんもあると思うんですよ。そしたら、東大和の最近の地価、公示でもいいし、時価でもいいですけども、何かしらをもとにして、そして単価を見直して、じゃ区分に対しては、このままの9区分でいいのか、何区分にするかということも議論あると思いますが、その増収をして、もっと自主的なところが多分今回の提出の根底にあることだとしたら、もとに戻すというよりも、より今の時点に合った御提案を一つ、たたき台のように出していただいて、それを足がかりに改正をしてほしいであるとか、もしくは自分たちの案がベストだということで御提案いただくのであれば、議会としてももう一度検討の余地があると思うんですが、先ほど御殿谷委員も言っていますが、もとに戻すということの根拠がわからないのと、提出いただいている議案の内容が、前回否決されたものと全て同じだということが今議会に出されているものなので、それに対してもう一度議論をしろということであると、なかなか前回にプラスした論点というのは表立っては見えてこないのかなというふうに思うんですけども、もう一度聞きますが、前に戻すということがいいというその理由がわからないんですけども。

○3番（尾崎利一君） もとに戻すだけで2,400万円の増収なんですね。これは非常に大きい額だと私は思います、やはり。増収ということを考えたときにですね。

それから私、この間の議会の中でいろいろ取り上げて、国や東京都が使っている算式をそのまま使いながら、東久留米がやったものは固定資産の課税台帳を使ってやるんです。東久留米も狛江もそうですけれども、東京都も多分そうですけれども、それを東大和の課税台帳も使って計算した上で9区分のままだもこういう増収になるんじゃないかというのも、一般質問の中でやってきました。

それからこの道路占用料については、土地の価格掛ける面積掛ける率があるんですね。2つ率があるんです。修正率というのが地下とか上空とかというのが修正率で、その前に使用料率というのを掛ける。この使用料率に

ついても、国が計算をした使用料率が3種類あるんですけれども、その3種類のうちの一番低い使用料率が採用されている。

それからこの3種類の使用料率よりも高い使用料率を掛けても合理性は担保できるような資料も、国からも出されています。それは例えば商事法定利率。それからこれは、借地権の設定に係る相当の地代。それから公共用地の取得に伴う損失補償基準細則に定められている利率。それから民事法定利率など、さまざまな使用料率の設定の可能性があります。そういうものを使ったときに、市の答弁でも現状5,500万円のものが2倍ぐらいになるんじゃないかという答弁もあります。

ですからさまざまな、地下埋設管だけではなくて、電柱の区分、東大和はなぜか1区分になっているために収入が上がらないという状況があるわけなんですけれども、これは逆にたしなみに3区分にすれば、収入が上がるとか、さまざまな検討課題があるので、これは合意をどうつくっていくのかというのは、かなりな専門的な議論も含めて必要になってくるというふうに思います。

それにしても、この区分を4区分から2倍以上の9区分に一気にしたことによって、失った2,400万円の減収というのは、それは、大前提としてやはりこれは大きな減収です。

これは前言いましたけれども、東村山では7区分から9区分に東京都がしたので、9区分にしようかという検討をしたときに500万円減収になるということで、これはちょっと市の裁量権なんだから9区分にするのはやめようということで7区分のままで残したという事例もありますので、この区分については、やはりこれは額から言っても大きなものになるというふうに考えています。もちろんほかのものも検討すべきことはたくさんあるというふうには考えているところです。

○委員（和地仁美君） 私もその増収という観点で言ったところでの部分というのは十分理解しているんですけれども、今種々御説明いただきましたけれども、そこまでいろいろお調べいただいているのであれば、いろいろ検討しなきゃいけないこともありますし、一概に言えない部分もあるとは思いますが、今ある現実的な材料と、法に基づいたところの東大和ができる一番増収に結びつくものというのを一つのたたき台として出しているかどうか、これもとに戻す、さっき区分の話しされていましたが、今一般的にはそのサービスというか、その対価という部分はよりきちんと払うという部分は世の中の流れだと思うんですね。

なので、9区分にするというのはこちらの説明資料の中で大企業にというようなことを書いてますけれども、その道路を使用している企業が大企業だからそれはどうなのかということではなく、物の対価を払うのが誰であろうと、よりその対価に合ったものに近づけてあげるというのは、払う相手が誰であろうと、全ては正確にはできませんけれども、より実に合った部分と言われるふうな方向性でいうと、9区分にするほうが私は合っていると思うんですね。

ただその単価というところでいうのであれば、土地の値段の話だとか、その修正率もあるとか、先ほどの電柱の話だとか、いろいろと種々言われている部分であれば、やっぱりもとに戻すということではなくて、一つの提案を出していただいたほうが私はもう一度検討するということには現実的だと思うんですけれども。

というのは、先ほどからも言っていますが、前回本会議で否決されたものに対して、新たに検討する材料という意味で、いろいろと1年たって何々市が変わりましたというお話はいただきましたけれども、根底というか前提というような、この提出されているものは変わっていないわけですし、1市2市が変わったから東大和もということではなく、先ほど説明員の方がおっしゃっていたように、東大和市ならではの自主性を持って、もっと綿密に都に従うだけではなく、やってほしいということを示して、もう一度検討するというのであれば、

やはり改正前に戻すというところはやっぱり説得力が低いと思いますし、全く同じ議案で出されているという部分の御説明としては私は不十分ではないかなというふうに思います。

意見です。

○委員長（関野杜成君） ほかに御質問ございますか。

○委員（実川圭子君） 今の関連なんですけれども、今もとに戻すということについて意見が出ていましたけれども、説明者の方のほうでは、これならみんなが納得できるというような、もとに戻すだけではなくて、こうした方がいいんじゃないか、単価を上げるなり何なりということで、東大和にとってベストだと考えるものは持っているのかどうかをお聞きします。

○3番（尾崎利一君） まず、もとに戻すだけではなくて、こうすれば東大和市にとって最もよいというものを持っているかどうかということですが、こうすればこうなる、こういう計算をすればこうなる、これならこうなるというものは持ち合わせていますけれども、それを全部盛り込むのか、それとも一部にとどめるのかということがありますので、確定的な形で、要するに幾つもの分野、それから幾つもの指標があるわけで、それを一つに確定した形でこれだという形で、現時点で持っているということではありません。

○委員（実川圭子君） もう一点なんですけれども、細分化ということと単価ということが2つあるかと思うんですけれども、そのそれぞれについて、どのように考えているか教えてください。

今回は区分がふえたということと、それからほかの地域では区分を広げて、なおかつ東京都よりも単価を上げたところもあるので、その区分を広げるのはいいけれども、単価も上げたほうがよかったかとか、区分はもう少し少ないほうが本当はよかったんじゃないかとか、そのあたり両方なのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○3番（尾崎利一君） 私は、区分についてもとに戻すべきということですから区分について9区分ということではなくて、これは実は、東京都が9区分にしたというのも国の動向があるわけです。それで、その国の動向の中で審議会のようなものがあって、そこで議論もされているわけですが、その中で例えばその9区分という方向性を出しながらも財政との関係で、極端に減収になってしまうというような場合については、考慮すべきだということなどもその議論の中で出されているんですね。

ところが、東大和はただ東京都が9区分ということで3割、2,400万円に及ぶ減収をそのまま決めてしまったということですから、やはりこの区分の細分化は、国や審議会での論議からいっても誤った態度だというふうに思っていますし、それから単価についても、より引き上げて自主財源をふやしていくべきだというふうに考えています。

○委員長（関野杜成君） ほかに御質問ございますか。

○委員（和地仁美君） さっき増収という意味で言ったら、極論ですけれども、外径が1メートル以上のものを1,860円というものを1区分で全部に対応するのが一番いいと思うんですね。極論ですよ。要するに、区分というのは容積というか、その使用している量とか、面積とか、長さによって、これですと径ですから1本に対する容積に対応しているんだと思うんですけれども、先ほどの実川委員からの御質問と同じような形になりますが、この改正案4区分というのが、じゃその区分はいいんだけれども、単価はとかというのはどういう御意見をお持ちなんですかというので、もとに戻すということをやっとおっしゃってらっしゃるので、じゃ4区分というものが一番いい区分だというふうにお考えというふうに理解していいですか。

○3番（尾崎利一君） 私がこれをもとに戻すというのは、この重要な自主財源である道路占用料収入を2,400

万円も減収させることになった。だから、まずもとに戻して、その上で検討を進めていくべきだということをして先ほどから申し上げているわけで、4区分がベストだ、3区分がベストだ、1区分にすべきだということでは、これは趣旨が違うということです。

○委員長（関野杜成君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時49分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに御質疑ございますか。

ここで、委員外発言を求められております。委員外発言を許可することに委員の皆さん、御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないようですので、床鍋議員の発言を許可いたします。

○21番（床鍋義博君） 委員外発言許可いただきまして、ありがとうございます。やまとみどりの床鍋でございます。

私どもやまとみどりは、最初の改正案のときに賛成に回りました。そのときの理由が、答弁側のことを信じてといったらおかしいですけれども、他市も同様にやっているといったことをそのまま認識して、反省したわけなんですけれども、実際その後共産党さんを含めて我々も調査をしたところ、実際には全部が全部、横並びで東京都のやり方に従っているわけではないということが判明しました。そういった中で、実際に財源がすごく2,400万円も低くなっているといった状況を見まして、これはいかん、これに関して私どもが賛成したことは素直に間違いであったというふうに前の市議会の会議でも発言をさせていただきました。

そういった中で、今後同じようなものに戻すというのはどうなんだという先ほど質疑があったんですけれども、基本的にもっと和地委員も言いましたように新しい提案があるなら、すぐ出したほうがいいのかと思うんですが、まずは前の状態に戻してその後に、この建設環境委員会で所管事務調査などにして、どうやったら増収できるか。増収することに対して多分異議ある人って余りいないと思うんで、そういったことを検討していただければなというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（関野杜成君） 質疑の中での意見です。

ほかに質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） では質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（実川圭子君） いろいろ説明員の方とか、委員の方の質問の中から考えまして、私はもとに戻すということで、また税収がふえるという点から見ても、それだけでもメリットはあるのかなというふうに感じています。

以前この9区分に変更されたときに、私はその場では賛成というふうな意見だったのですけれども、そのときに、済みません。9区分にすることに対しては反対の意見を挙げたわけなんですけれども、そのときに賛成された方々の理由が私はよくわからなかった点もあります。

今回このメリットとしてもとに戻すだけで増収があるということなんですけれども、この現行のままにしていれば特にメリットはないんですけれども、そのあたりについて、ほかの方はどのように考えているか御意見があればお伺いしたいと思います。

○委員長（関野杜成君） ほかにございますでしょうか。

○委員（森田真一君） 私は、この4区分に一回戻すということは、確かに暫定的でもう一回また見直しをしなければいけないではないかというようなことから言うと、確かに不十分さはあるとは思うんです。

ただ4区分でやっていたときに、現実の問題として特にそのやり方に問題があるということは、議会の中でも特になかったのではないかというふうに理解しております。ですから一旦何も問題がなかった4区分に戻さざるを得ない合意形成という意味ではということでは、一定の理屈はあるのかなというふうに思うんですね。4区分がいいのか9区分がいいのか、つまりその仕様に対しての公平性をどう担保するのかという問題とは別の問題として、現実には9区分に変えたら約2,500万円の減収が発生したというところに着目をして、この提案をされているというところからすると、その合意があった4区分のところに1回立ち戻って、その上でベストなものを追及していくということには一定の理があるというふうに考えます。

以上です。

○委員長（関野杜成君） ほかにございますか。

○委員（御殿谷一彦君） 戻せば増収になるからという話になると、何か提案者の会派の主張が違っているようにしか思えない。本来そちらの会派の方々には減収を、市民に負担をかけないでいこうというのが本来の趣旨じゃないか、私たちもそうですけれども、その上で必要なものは申しわけないけれども、税収をしていこうという話をしています。

これは増収だからいけないという、増収だから4区分に戻そうというのは第一声目に出てくるお話でしたけれども、何かちょっと話が全然矛盾しちゃっているのも、私としてはちょっと理解しかねます。

○委員長（関野杜成君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 討論を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関野杜成君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

ここで、10分間休憩をとります。

午後 2時56分 休憩

午後 3時 5分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、所管事務調査 市内の橋梁について。本件を議題に供します。

市側から資料として、橋梁点検調査委託報告書が提出されておりますので、その説明を求めます。

○土木課長（寺島由紀夫君） それでは、平成25年度に実施しました橋梁点検調査につきまして、お手元に配付させていただきました資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の御説明の前に、調査の概要について御説明申し上げます。

今回、橋梁点検調査委託を実施しました目的でございますが、市内の全ての橋梁58橋の点検を実施して、個々の橋梁の健全度を把握し、長寿命化修繕計画の基礎資料を作成するとともに、国土交通省から平成26年度に報告を求められております、道路ストック総点検の橋梁に関する部分の資料を作成するものでございます。

調査期間は、昨年11月7日から本年3月20日までの期間で実施したもので、国土交通省の道路橋の健全度に関する基礎データ収集要領（案）に基づき、目視による調査を基本として調査を実施したものでございます。

今回の調査委託につきましては、報告書の資料が膨大なため、配付させていただきました報告書につきましては、わかりやすく抜粋して作成させていただきました。

また本年1月9日の建設環境委員会におかれまして、現地視察されました2橋、日月前一の橋、上砂一の橋につきまして、詳細の調査結果を添付してございます。

それでは、資料に基づき御説明申し上げます。

橋梁点検調査委託報告書（抜粋版）でございます。

表紙の写真につきましては、現地視察されました2橋の写真を参考として掲載してございます。

次の1ページをお開きください。

右下にページ番号を記載してございます。

1ページ目でございますが、橋梁箇所図となっております。

青のラインは、河川または水路でございます。当市内の橋梁は、道路橋は少なくほとんどが河川にかかる橋梁であることが、この図からおわかりになるかと思います。また橋梁は全部で58橋ございます。

続きまして、2ページをお開きください。

橋梁点検結果集計表でございます。表の左端が橋梁番号となっております。橋梁番号15と33につきましては赤く囲ってございますが、前回現地視察しました日月前一の橋と上砂一の橋で、この2橋につきましては、4ページ以降のページに詳細結果を添付してございます。

表の御説明をいたします。左側から橋梁の諸元、構造形式、架設年次、異常の有無、異常の概要となっております。

表の左側の橋梁の諸元の河川名の欄でございますが、全部で58橋ある中、空堀川にかかる橋梁が25橋、奈良橋川にかかる橋梁が15橋、前川にかかる橋梁が8橋、下水路、用水路にかかる橋梁が2橋、陸橋、歩道橋が2橋ということでございます。

表の中ほどの構造形式の欄でございますが、大きく分けて鋼橋とコンクリート橋の2つに大別されまして、コンクリート橋が58橋中53橋ございまして、表内のRC橋、PC橋、ボックスカルバートがそれに当たります。

次に、異常の有無の欄でございますが、主桁以下その他までの項目につきまして、鋼橋は鋼材の腐食、ボルトの脱落、破断の損傷があるかを確認してございます。

コンクリート橋は、ひび割れ、漏水、遊離石灰、鉄筋露出、剝離等があるかの確認をしてございます。

表の下、表の外側ですね。表の下に、凡例を記載してございます。「有」が損傷ありとなっております。「(無)」が軽微な損傷となっております。軽微な損傷とは、小規模な補修で対応できるものでございます。「無」が損傷なしでございます。表内のピンク色の部分が、損傷あり、もしくは軽微な損傷ありとなっております。

次に、一番右側の異常の概要でございますが、ただいま御説明申し上げました異常の有無に対応しまして、どのような異常があったかの詳細を載せてございます。全体的に見ますと、特に多いのが1つ目は、コンクリート表面のひび割れ、2つ目が、コンクリート表面の遊離石灰、3つ目が、高欄の高さ不足。高欄とは、落橋防止のための柵をいいます。これら3つが顕著となっております。

まず、ひび割れにつきましては、表面部分のひび割れが大部分でございまして、原因としましては、経年劣化のほか、コンクリート内のセメント成分が化学反応を起こして、ひび割れが生じるケースなどが考えられます。

樹脂材やセメント類などの補修材料を注入して、補修を行う方法などがございます。

遊離石灰であります。初めて聞く言葉の方もいらっしゃると思いますが、遊離石灰であります。表面に白く吹き出てくるもので、ひび割れから雨水、水ですね。雨水が侵入して、その水にコンクリート中のセメント成分と反応して石灰分が溶けて出てくるというケースなどが考えられます。補修方法は、ひび割れと同様の補修方法や、床版の上面に防水シートを接着して水の侵入を防ぐという方法などがございます。

高欄の高さ不足につきましては、古い橋梁が該当するものでありまして、昔の設置基準が今の基準に合わないことが原因でございます。

集計表につきましては、以上でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

3ページは、部材の位置の名称を①と②の橋梁の場合で示してございます。

また右側に路面の部材の名称を示してございます。

その下の損傷程度の評価区分でございまして、コンクリートのひび割れの損傷状況の程度をaからdの区分に分類したものととなっております。

4ページ以降の、2橋の詳細調査結果でこの区分を使用してございます。

それでは、4ページをお開きください。

4ページから8ページまでは、現地視察されました日月前一の橋の調査詳細結果でございます。

9ページから最後の14ページまでが、上砂一の橋の詳細調査結果となっております。

4ページの表につきまして、御説明申し上げます。

まず、左側の表でございますが、橋梁諸元と総合検査結果でございます。

申しおくれましたが、15番の日月前一の橋の調査結果でございます。

日月前一の橋は、奈良橋の消防団の第四分団詰所の北側の箇所でございます。

橋梁名、所在地等でございますが、建設年月日、昭和44年2月28日となっております。これは築45年でございます。その右に活荷重という形で、「TL-14」と載っておりますが、これは活荷重としまして14トンまでの設計となっているということでございます。その他、橋長や上部構造形式、幅員等が掲載されております。海岸からの距離という部分がございますが、上表の下から2番目です。海岸から距離という部分がございますが、塩害があるかの判断材料となるため、記載されております。東京湾からの直線距離となっております。下は、全体図と径間別一般図となっております。

右側の表が、調査結果となっております。

コンクリート橋ですので、鋼部材の損傷はございません。コンクリート部材の損傷のところで、「ひびわれ・漏水・遊離石灰」、aという文字が記入してございます。また「床版ひびわれ」の下のところにも、aという文字が記載されておりますが、これは先ほどの3ページの損傷程度の評価区分の部分を利用してございまして、aはひび割れなしという結果でございます。床版と下部工のところの備考欄に、遊離石灰、浸食等の損傷が見られるということで載ってございまして、一番下のその他のところに、主な損傷として詳しく載せてございます。高欄の高さについては、1.1メートルが必要なんです、0.78メートルしかないという形で載っております。

次の5ページをお開きください。

左側の図が、部材番号図でございます。4ページの右側の表の番号と対応してございます。主桁の01、02という番号が載っていますが、これが4ページの番号と対応してございます。

5ページの右側の図でございますが、次のページからの写真を撮っている位置を記載してございます。

次の6ページをお開きください。6ページ以下は、写真となっております。

特にという部分を御説明したいと思います。

左から2番目の図の一番下ですが、写真番号6番、ちょっと文字が小さいですが、高欄という部分です。これは高さが78センチしかないという部分を撮っております。1.1メートル、今の基準では必要な部分ということでございます。

それと、一番右側の真ん中の写真ですが、写真番号10番です。漏水・遊離石灰が見られるということで、真ん中あたりの白いのが遊離石灰となっております。

続きまして、7ページをお開きください。

現況写真等載っておりますが、右から2番目の一番下の図、写真番号23番になりますが、これは堅壁の部分の下部分が浸食されているということでございます。これは流量が多かったとき、砂利とかそういうのが流れてきたときになったのではないかと想像されます。

次のページ、8ページも同様の写真となっております。

続きまして、9ページの上砂一の橋の調査結果でございます。

上砂一の橋は、第四小学校の南側の部分でございます。

左側の上表の部分の建設年月日でございますが、平成18年3月となっております。築8年でございます。

こちら、その右側の活荷重がA活荷重となっておりますが、今の基準に適合してございまして、A活荷重、

B活荷重でございまして、A活荷重は大型車交通量の少ない路線となっております。

その他のところの箇所につきましては、先ほどの説明と重複しますので省略したいと思います。

下が全体図と径間別一般図となっております。

右側の表でございまして、調査結果でございまして。先ほどの橋よりも若干軽微なものですけれども、損傷が出てございます。

主桁につきましては、ひびわれが出てございます。判定区分がbになってございます。3ページの表と比較してございますと、よくその辺がわかるかと思えます。

3ページの損傷程度の評価区分ですが、ひびわれのみというところに該当します。緑の部分のbの部分です。

それと、主桁の次に少し下へ行きますと、下部工にもbというひび割れが出てございます。

一番下に、その主な損傷の具体的な説明がございまして。

上部工と下部工にひびわれが見られるということで、橋面の地覆に遊離石灰に伴うひびわれが見られるということで載ってございます。高欄の高さについては、今の基準に適合していますので、1.1メートルとなっております。

10ページをお開きください。

こちらは、10ページと11ページなんですが、先ほどの5ページの説明と重複しますので、省略させていただきます。

続きまして、12ページをお開きください。

写真となっております。左から2番目の真ん中ですが、写真番号A—4でございまして、築造のプレートがございまして。こちらは、市の橋梁でございまして、東京都が施工した橋梁であるということがこの写真でおわかりになるかと思えます。

この写真の一番右側の真ん中と下の部分です。写真番号6と8番ですが、高欄の高さが載ってございます。1.1メートルあるというような写真でございまして。

次の13ページをお開きください。

橋梁の下部分や、橋台の部分の写真が主に掲載されてございます。

右から2番目の一番下の写真ナンバー19でございまして、遊離石灰が出ているということで、写真の真ん中の下のほうが遊離石灰、白いものが出ているのがおわかりになるかと思えます。

最後の14ページをお開きください。

写真の一番左側ですが、21番、23番になりますが、ひびわれ、もしくは遊離石灰が若干出てございます。

右側の図でございまして、写真番号27、29、30とひびわれが出ている状況がわかるかと思えます。これはひびわれですが、チョークで塗っている部分もございまして、ちょっと派手に見えますが、実際にはこんなにくっきり見えるものでございせん。写真のためにチョークで印をつけてございまして、こういう形になってございます。

以上で、報告書の御説明を終了させていただきます。

○委員長（関野杜成君） 説明が終わりました。

質疑、御意見等があれば御発言をお願いいたします。

○委員（森田憲二君） どうも説明ありがとうございました。何点かお聞かせください。

市のほうの関係だと思ふんですけれども、国交省ということで当初お話が出たと思ふんですけれども、もし

その話がなかった場合、この調査しなかったかどうかというのをまず最初に。

それから、この中で都道関係のあれは市内に何橋くらいあるのか、歩道橋を含めて。

それから、それぞれの河川の中で個人が設置したのかちょっとわかりませんが、この中に入っていない部分もあると思うんですけど、その辺はどのように対応されたのか。

それからもう一点。番号でいきますと、18番の湖畔のほうに行く道なんですけど、あそこはダブルでかかっているような気がするんですけど、上だけなのか下のほうはどういうふうに表示するのか、二重橋なのか、その辺の表現の仕方並びにそこまでもやったのかどうか、以上何点かお願いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま森田委員から御指摘がございましたように、この調査につきましては、国交省のほうで道路、橋梁とかトンネルを含む道路について、緊急的に安全確認をするようにという働きかけがございました。それに基づいて行われております。したがって、もしこのきっかけとなりました中央自動車道のような事故が起きていなければ、通常の点検程度でここまでの詳細の点検、なおかつ今後において長寿命化の計画をつくっていくというところに、すぐ結びついたかどうかについては定かではない。これほど緊急的にそういう計画を立てようと判断したかどうかはちょっと計画的な中には出てきておりませんでした。私からは以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） ただいまの御質問のまず1点目、都道関係でございますが、何橋かという部分は東京都が管理している橋ですので、把握はしてございません。調査もしてございません。

それから3点目の個人の橋の対応というところでございますが、こちらも個人の橋でございますので、市の管理ではございませんので、調査をしてございません。

それから最後のナンバー18の諏訪山橋の関係でございますが、先ほどおっしゃられましたように、2つ橋があるような形に見えますが、1つの橋として捉えてございますので、上側のものと下側の部分、両方調査してございます。

集計表の中で、2ページの集計表の中で、18番のところで載っていますけれども、異常の概要の中で2行になっていますが、上の橋の部分が上の行の部分で、下のボックスの部分が下の部分の調査の結果でございます。以上でございます。

○委員長（関野杜成君） ほかにございますか。

○委員（実川圭子君） 2ページの集計表についてなんですけど、異常の有無というところで、ピンク色のところが何らかの異常があったというふうに御説明があったんですけども、多くのところでピンク色のところがある中で、それが「無」というところを見ると、架設年次が不明というところがほとんどなんですけれども、何か相関関係というか、関係があるのでしょうか。架設年次が不明のところが、何か異常がないというところが多いんですけれども。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今の架設年次の不明の部分でございますが、ボックスカルバートが不明の分が数多くございまして、下水路の関係です、そういう部分が、設置年度が資料がなくてわからなかったという部分がございます。かなり設置年度が古いもので、そういう部分を含めまして、そのデータがなくてわからなかった部分でございます。それと異常の有無との関係は特に対応しているものではございません。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） どうも御苦労さまです。

今後のスケジュールというのは、いつをめどにこれ全部完了する話になっているんですか。補修も含めて。

あと今回の費用と、それから今後の費用でその補助、どのように見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今後の予定でございますが、今年度におきまして、東大和市橋梁長寿命化修繕計画を策定する予定でございます。

本年6月から7月ごろ契約して、来年の3月中旬までの期間の予定で計画してございます。この計画でございますが、今回の橋梁点検の結果を踏まえまして、損傷が深刻化する前に修繕を実施する、予防保全的な対策に転換を図りまして、維持管理コストの縮減及び予算の平準化を目的とした橋梁の新たな維持管理指標を構築することにより、橋梁の長寿命化を図るものでございます。

2点目の、今回の橋梁点検の費用でございますが、税込みで453万6,000円となっております。

今後のスケジュールでございますが、長寿命化修繕計画を今年度計画する予定でございますが、その中で今回の点検を踏まえて優先順位、それから修繕方法、補修方法等をその修繕計画の中で決めていきますので、費用的なものもそこで今後の中で、今後の計画の中でそれがわかってくるのではないかなということで考えてございます。

修繕計画の翌年から補修のほうに入るかどうかという部分でございますが、それも計画の中で決めていきますので、今の段階ではその年からやるかどうかはまだはっきりわからないような状況でございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） ありがとうございます。

要は、計画策定の中でスケジュールとか費用が固まってくるというふうに今お聞きしたわけですが、これを5年以内にやらなきゃいけないとか、10年以内にやらなきゃいけないとかということではないとか、10年かかってもらっちゃ困りますけれども、その辺の縛りは今のところ設けていないということよろしいんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 緊急性のあるものについては、すぐに対応せざるを得ない、やる必要があるというふうに捉えておりますけれども、それ以外にいろいろな修繕の方法がございますので、そういったことを今後計画的にスケジュール化、定めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） ちなみに、今回のこの調査、それから今後の補修のその補助というか、交付金でやるのか、どこでいくのかちょっとあれですけども、教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の長寿命化計画も含めまして、国費の対象となつてございますので、修繕のほうは今後また調整が必要になるんですが、とりあえずは修繕計画のほうは国費がつくような予定でございます。（「100%」と呼ぶ者あり）100%ではございません。10分の5.5だったかと思います。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 綿密な調査、ありがとうございます。

今回の橋梁点検調査の主たる目的は、長寿命化というか、橋そのものの現状を把握するということだと思うんですが、同時にこの2ページの集計表の中の異常の概要のところ、橋そのものというより今普通に渡っているわけじゃないですか。この高欄の高さ不足というものが、橋そのものが危険というよりも、渡っているときに、子供なり何なり、要するに高さが足りなくて、落っこちてしまうとか、そういう危険性があるということで多分基準が設けられていると思うんですが、今私、ちょっとばばって数えますと、この高欄の高さ不足が14橋といえいいんですかね。14個あつて、あともう一つが高欄の脱落というのがそのほかに1個。これ

は19番になるんですかね、あると思うんですけども、もちろん橋そのものの長寿命化というものもあるんですけども、今回の調査によって日常的に使用しているときに、一応基準に満たしていない危険性があるということとちゃんと認識してしまったというか、という状態にあるので、それに対して、いろいろ交通量であったりとか、いろいろな周りの環境もあると思うんですけど、長寿命化とは別に日常の安全性の確保という点で、この高欄の高さ不足に対してはどのような対応をするか、方向性だけでも決まっていれば教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま和地委員から御指摘いただきましたように、私たちもこの詳細調査、このような形でまとめて、基準に適合していないものが生じているという状況を把握したというのも現実でございます。危険な箇所については、それなりに対応をする必要があるというふうに考えておりますので、それも今後検討させていただきたいと思っております。

計画立てて、年次計画できちんとした形にしていくのがベストではないかというように考えておりますし、またこの長寿命化計画を考える中で必要な作業が出てきた場合には、それと合わせてやっていくといったようなことも考えられますので、その辺合わせて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 先ほど国の補助が、10分の5.5ではないかというお話あったと思うんですけども、それっていうのは、いわゆる橋梁の長寿命化、いわゆる橋そのものが何かしらの老朽化によって落ちてしまうであるとか、渡ることには何かないかということに対することだと思うんですけども、例えばこの高欄の高さというのもどこかしら、何かしら基準が変わって、その設置したときは満たしていたかもしれないけれどもとかいう、その詳細の事情わかりませんが、この高欄の高さを満たすように改善するということは、市独自で行っていかなくてはならない部分になるかどうかは、把握されているのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在のところ、一般的にこういう土木構造物の補助については、長寿命化計画に基づいた改修等であれば補助対象になるというのは、他の下水道であったり、舗装についてもある程度示されているところでございます。そういったところから、現在の基準に適合していないものまで、その補助対象になるかどうかといったところについては、まだ細かいところを調べてあるわけではございませんので、そういったこともあわせて調べていきたいと思ひますし、ただ補助対象でなくても危険な状況であるといったところについては、改善が必要だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 先ほどの森田委員の質問の中でですが、都道にかかる橋梁については、特に把握はしていないという御答弁だったと思ひますけれども、都道にかかる橋梁の点検等について、都への働きかけを行っていく、そういった動きというのは予定をしているというか、実際にあるのか、そのあたりをお聞かせいただければと思ひます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） これは、管理者がきちんと調査をするようにということで、国土交通省のほうから通達が出ている内容でございますので、東京都においては東京都で全てのものを行っております。

ただその内容について、情報交換的なことはしておりませんので、今後市ではこういう状況だったというようなことと合わせて、東京都が管理している橋がどうだったかという情報は、連絡をとってみる必要もあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 番号でいくと、55と6かな。ボックスカルバートになった場合に、今なっているんです

けど、この橋がなくなっちゃうという理解でいいんですかね。それとも、その中でもどこからどこまでが橋ですよという、今後残していくのか、その辺はどのような対応をするのか教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 橋ではなくなるという意味よりも、今回の橋梁としての点検の中では、道路が横断しているといったところを橋として捉え、その部分の安全性というものをきちんと確認したいということで捉えておりますけれども、構造物としてはもともと水路というような形で築造されているものですので、その上に道路が築造されているために、そこが橋というような形になっているというふうに捉えております。

ですから土木構造物として、橋というよりも、言ってみれば都市下水路の水路というふうな形で捉えておりますから、今後その部分がきちんと安全性が保たれているかどうかについては、きちんと維持管理をしていく必要があるというふうに考えております。

橋という見方もございますが、それと同時に水路という捉え方もしているというところで、ちょっと答えになっているかどうかわからないんですが、両面で考える必要があるのかな。構造物からいいますと、橋という構造ではない部分なんです。ですけれども、道路が上を通っているということで、この視点の中では橋梁という形で調査をしているというところでございます。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 調査に関しては、それでいいかなというような感じもしております。

ただ将来的に今、河川の上とか、そういった上で道路が縦断するというか、その中ではもう橋自体が橋としての区分はなくなってくると思うんですよ、将来的には。ならば、マラソンじゃありませんけど、モニュメントとして、あそこに橋の橋桁、欄干というのかな。名前が入っている、何というか、欄干と言うの。ネーム板っていうの。よくわからないんだけど。そういったものを何らかの形で残す方法で、狭南橋とか、そういう橋の名前が跡じゃないんですけれども、そのような形で残していただければありがたいな。名前がある以上、ここに過去に橋がありましたよと。道路になったら絶対なくなっちゃうと思いますから、そういったもので何かの形で残していただければと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 多分ここで東京都が道路整備を行っていく上で、水路化を図って橋がなくなっていくというような部分もあると思いますけれども、そのような形で過去に橋があったというようなことであれば、現地に今森田委員がおっしゃるように、何らかの形でそこにこういう橋があったというようなことで、その橋名を示すものを残すことも整備の上では、検討していけるのではないかとというふうに考えます。参考とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） お諮りいたします。

市内の橋梁についての調査は、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時46分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、所管事務調査 家庭系廃棄物の減量推進と有料化について。本件を議題に追加いたします。

この所管事務調査につきましては、これまで委員会での質疑や現地視察を行うなど、さまざまな調査を行ってまいりました。

ここで、これまでの調査結果を踏まえ、所管事務調査のまとめにつきまして、どのような形で進めていくか、御協議をいただきたいと存じます。

御意見があれば、御発言をお願いいたします。

○委員（和地仁美君） さまざま所管事務調査として、ごみ有料化を中心にごみ施策について調査研究してきましたけれども、有料化の部分については、担当されている市長部局側からもいろいろな説明を受けたりしてやったんですけれども、私たちの委員会独自で戸田の施策については、現地を視察していろいろと調査をさせていただいた部分がございますので、そこら辺も踏まえて、夏から有料化、あと戸別収集の試行が始まるということもございますので、できれば調査結果と、あとは何かしらの提言的なものが委員会としてまとめられれば、それを具体的な試行の始まる前の6月議会に取りまとめた結果を発表できるような形で、今後委員長を中心にまとめていただければなど。もし、その中で一つでも試行の中で生かしていただけるようなものが出れば、それは調査をした部分では非常に有効だと思いますので、そのようなスケジュールで委員長を中心に進めたいと思っていますが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○委員長（関野杜成君） ありがとうございます。

今和地委員のほうからこのような案が出ましたが、皆さんのほうから何か御意見等あれば。今の和地委員の提案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） それでは、6月議会までに取りまとめるというような形で行っていきたいと思いますが、皆さんからの御意見等も受けたいなというふうにも感じております。そういう意味では、5月の末というところと時間があれますので、視察前ぐらい。5月ですね、それが12、13、14なので、（「15」と呼ぶ者あり）15、よろしいですか。じゃ、5月15日までに皆さんのほうから文書で意見を出していただければと思います。提出先は事務局のほうにお願いをいたします。

済みません、ちょっといつとき戻るんですが、橋梁についてももしあれでしたら今この場で、いつそういった議会のほうに調査結果等を出していくかなど、御意見があったら伺おうかなというふうには思っているんですけれども、これも6月となりますと正直難しいかなというふうには思っております。

ただ先ほど御殿谷委員のほうからの質問でもあったように、まずは修繕計画を今年度中にということだったので、そういう意味では委員会が終わる前ぐらい、3月中に、9月または12月議会あたりが一番ベストなのかな。3月となりますと、いろいろとお忙しい時期になるのかなと思いますので、そこら辺について、何月ごろをめどに行っていくか。まだ、もう一度ないし二度、事務調査として市長部局を呼んで行っていくのか。その件について皆様御意見ありましたらお願いをいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 経過が出てくるのもこれ今年度中ということは、多分市の話だから単年度につくって僕らに目に見えるのは4月とか5月とかって、そういう話になると思うんだよね。そうするとそれを見てどう

のこうのというのはうちの委員会としてできない。

○委員長（関野杜成君） それやりたいということですか。

○委員（御殿谷一彦君） 本当はそうしたいところだけどね。だから計画ができる前の話しかできないということになっちゃいますよね。

○委員長（関野杜成君） 暫時休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 3時55分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員（森田憲二君） 河川のほうの特性、所管事務調査については、委員会のほうが国交省よりも先に手がけたというような自負もあります。そういう点の中では、かえってタイムリーな所管事務調査でありながら、今後の委員会としての方向性としてはライフラインの一部として取り上げ、いろいろな想定のもとに、委員会として取りまとめていく必要があるんじゃないか。最終的には12月の最終日に報告書が提出されればいいのか。そのような内容で正副委員長のほうに進め方についてはお任せを願いたいというのが私の考えです。

以上であります。

○委員長（関野杜成君） ただいま森田憲二委員より提案がございました。今の提案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） それでは、所管事務調査 橋梁については次回、優先順位やその点をもう一度市のほうに聞く。最終的には12月の議会で報告を行うという形に決定をさせていただきます。

お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（関野杜成君） これをもって、平成26年第3回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午後 4時 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 関 野 杜 成